

**10月は正しい犬の飼い方  
強調月間です**

犬を飼う場合は、守らなければならぬことがあることを理解したうえで飼うようにしましょう。

犬特定の法律などの名前と、それらの中で定められている主な点を簡略化して掲載します。

**●狂犬病予防法**

生後91日を超えた犬を市に登録しないで飼うことや、室内で飼っているから狂犬病予防注射をしないというのは違反です。

**●動物の愛護及び管理に関する法律**

無駄吠えや、犬小屋付近が汚れていて臭いの苦情が来たときには、きちんと事情を聞いて、誠意をもって対応しましょう。この法律により人に迷惑をかける場合は改善するよう努める義務があります。

※次の行為を行った者は罰金が科せられます。

- ・愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は2年以下の懲役または200万円以下の罰金。
- ・愛護動物に対し、みだりに給餌または給水をやめることにより衰弱させる等の虐

待を行った者、愛護動物を遺棄した者は100万円以下の罰金。

子犬が産まれてしまつて飼いきれないから公園等に置いてきたりする行為は愛護動物の遺棄で罰金の対象です。避妊手術を行うなど繁殖の制限に努めてください。

**●栃木県動物の愛護及び管理に関する条例**

犬は常に係留などとして、逃げないようにしておかなければなりません。

散歩中は、散歩綱で犬をコントロールできるようにしてください。周囲に誰もいなかったからといって犬を放してしまうのは大変危険です。人に危害を加えないとしても、田畑を荒らすことや、糞尿の被害なども考えられます。また、犬が事故にあつてしまつたり、帰つてこなくなつてしまつたりすることも考えられます。

犬専用のドッグランなど特定の施設以外で放す行為は絶対にやめてください。散歩中にした犬のフンを、その場に埋める行為は土地の所有者にとつて大変迷惑です。必ずフンを持ち帰れ

るよう汚物処理用具を携帯して散歩に出かけてください。これらのことに違反している場合は飼い主の責務が問われることとなります。ご近所からも愛される飼い犬になれるように普段から心がけて飼うように努めてください。

**問 生活環境課 A1階 (23)8832**

**問 建築住宅課 B1階 (23)8724**

(平成28年9月20日現在)

**市営住宅の空き状況について**

団地名	所在	構造	間取り	空き戸数	家賃月額
西原団地	美原1丁目 美原3丁目	中層耐火 4階建て	3DK	5	9,800円～ 21,200円
東雲団地	上奥沢	中層耐火 4階建て	3DK	5	18,900円～ 29,700円
実取団地	実取	中層耐火 3階建て	3DK	7	16,600円～ 27,200円
若草団地	若草1丁目	中層耐火 4階建て	3DK	2	14,500円～ 29,500円
佐久山団地	佐久山	簡易耐火 平屋	2K～ 3K	4	3,500円～ 8,700円
中田原団地	中田原	簡易耐火 平屋	2K～ 3K	20	3,500円～ 11,200円
旭ヶ丘団地	八塩	簡易耐火 平屋	2K～ 3K	12	3,600円～ 8,300円
市有大豆田団地	大豆田	木造 2階建て	2K	2	18,000円

●**申込方法**…市営住宅は低所得者および住宅困窮者を対象とした住宅であり、申し込みには各種要件があります。事前に入居資格など建築住宅課で確認・相談のうえ、必要書類を添えてお申し込みください。  
※申し込みは先着順ですので、上記住宅が空いていない場合もあります。

**大田原市**

**空き家バンク制度**

市では、空き家を有効活用し、定住などの促進による人口の増加などを目的として空き家バンク制度を実施しています。

市内に戸建の住宅をお持ちの方で、賃貸・売買をご検討されている方はぜひ空き家バンク制度をご利用ください。

●**空き家バンク制度とは**…市内にある空き家(所有者の事前申し込みが必要)の情報を、空き家を買いたい・借りたい方に対して、市のホームページなどを使って情報提供するシステムです。

●**空き家バンク制度のメリット**  
・交渉・契約は市が協定を締結している(公社)栃木県宅地建物取引業協会に登録している業者が行うので、安心してお任せできます。

・空き家バンクの登録は無料です。(ただし、契約が成立した場合は、法律に基づく媒介手数料が発生します。)

・空き家は放置していると、建物の傷みが進みます。また庭木等の定期的な管理も必要になります。空き家を放置せず、状態が良いうちに売買や賃貸をすることによって資産の有効活用が可能です。

・空き家バンク制度を利用して空き家を購入・賃借した方は、空き家改修補助金や空き家利用子育て世帯家賃補助金といった補助金を利用できます(条件があります)。

●**問 都市計画課 B2階 (23)1916**

**A** 仮設庁舎A棟「政策・せいかつ館」 **B** 仮設庁舎B棟「税・まちづくり館」 **東** 東別館「安心・しあわせ館」

「デートDV」を知っていますか？

～ 実際相手からの暴力被害の ～  
ことをいいます。 ～  
男女間における暴力は夫婦間だけの問題ではありません。恋人同士の間でも暴力が起ります。

デートDVは殴る・蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、交際相手に「他の異性と会話するな」と命令したり、携帯電話の着信やメールをチェックし交友関係や行動の監視を行ったりなど、相手の気持ちを考えずに自分の思いどおりに支配や束縛しようとする態度・行動も含まれます。これがエスカレートすると、ストーカー行為や暴行、傷害につながる恐れもあります。

女性も男性も、誰もが被害者になる可能性があります。加害者になる可能性もあります。デートDVを受けているときは、自分を責めたり、一人で解決しようとしなくて、お近くの相談窓口早めに相談しましょう。

周りに交際相手との関係に悩んでいる人がいたら、声をかけて話を聞いてみてください。また、相談窓口があることを教えてあげてください。

問 相談窓口

▼ 市子ども幸福課  
TEL (23) 8932

▼ 大田原警察署  
TEL (24) 0110

▼ 配偶者暴力相談支援センター  
TEL 028(665)8720

▼ DV相談ナビ  
TEL 0570(0)55210

無料調停相談会

土地や金銭、夫婦や相続などの問題について無料相談会を開催します。

● 場所：▼ 11月10日(木)市総合文化会館 ▼ 11月17日(木)矢板公民館 ▼ 11月24日(木)黒磯公民館(いきいきふれあいセンター内)

● 時間(共通)：午前9時30分～午後3時

問 宇都宮地方・家庭裁判所大田原支部 正木  
TEL (22) 2112



使用済み小型家電を回収します

小型電子機器に含まれるレアメタルなどを回収・リサイクルするため、小型家電リサイクル法に基づき、家庭で使用済みの小型家電を産業文化祭開催時に無料回収します。

● 日時：11月5日(土)、6日(日) 午前10時～午後4時

● 場所：県立東北体育館内「小型家電リサイクル回収所」

● 対象品目：携帯電話(PHS、スマートフォン含む)、デジタルカメラ、ビデオカメラ、携帯型ゲーム機、リモコン、フラッシュメモリ、携帯型音楽プレーヤー、携帯型カーナビゲーション、ノートパソコン、携帯型DVDプレーヤー、電子辞書、ACアダプタ、電卓

※対象品目以外は回収不可。  
※使用済み小型家電は、生活環境課内および黒羽・湯津上支所内に回収箱を設置し、随時受付しています。

問 生活環境課 A1階  
TEL (23) 8706

米粉パン作りに参加しませんか？

くらしの会では食の安全・安心、米の消費拡大などを考えるため、米粉パン作り講習会を開催します。

● 日時：①10月19日(水) ②11月15日(火) 午前9時～午後1時30分

● 場所：大田原東地区公民館

● 対象：市民  
● 定員：各30名(先着順)  
※代理申込は家族の場合のみ可。初参加の方優先。

● 持ち物：エプロン、三角巾  
● 費用：200円(材料費)  
● 申込方法：期間中に左記へ電話で申し込み。  
①10月10日(月・祝)  
②10月23日(日)  
午前10時～午後2時

問 くらし情報館  
TEL (47) 7379  
※翌平日からは両日とも市生活環境課で受け付けます。  
問 生活環境課 A1階  
TEL (23) 8832



考えてみよう食品ロス③

今回は、フードバンクについてです。  
フードバンクとは、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、企業や農家から寄贈してもらい、食べ物を必要としている方々に届ける活動のことです。  
市内では、NPO法人フードバンク宇都宮の支部組織「フードバンク大田原」が活動を行っており、生活困窮者等に食料品を提供しています。  
フードバンク活動の意義については、①廃棄コストの削減②食料を提供する企業にとっての社会貢献・イメージアップ

プや廃棄に対する罪悪感の軽減③受け取る側の食料の確保などがあります。  
フードバンク活動は環境面や貧困問題に貢献している活動であり、社会的認知度や信頼性が向上することにより、多くの企業やボランティア等の協力が得られ、食品ロスの削減にもつながっていきます。

フードバンクに関するお問い合わせは  
問 福祉課 A1階 TEL (23) 8707 まで